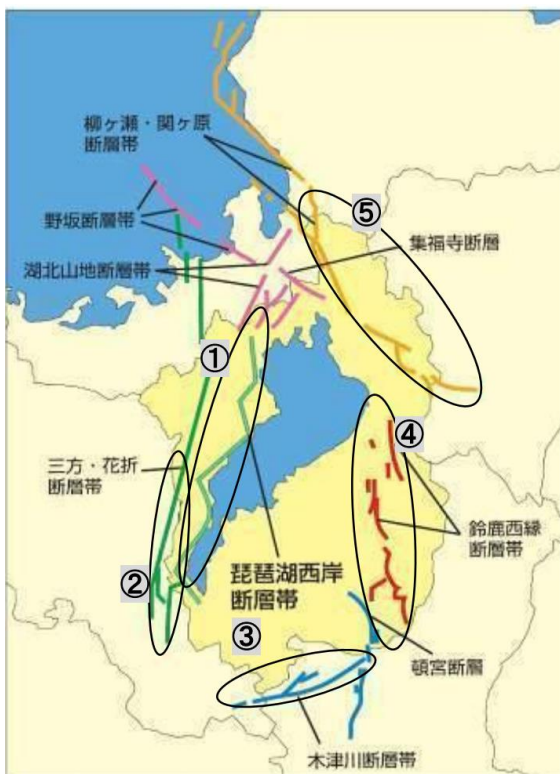


参考資料編

- 1…滋賀県内で起こりうる地震想定について
- 2…避難所でのトイレ清掃方法
- 3…衛生管理に必要な準備品(例示)
- 4…災害用トイレの確保・管理チェックリスト
- 5…トイレ支援に係る県の動き
- 6…災害時のトイレの必要数計算シート
- 7…災害時のトイレ支援に関する協定締結先一覧

1 滋賀県内で起こりうる地震想定について

滋賀県内で甚大な被害が想定されるものとして、以下のとおり琵琶湖を囲むように5つの断層帯に囲まれている。これに加え、南海トラフ巨大地震についても滋賀県では影響を受ける想定となっており、県内の1週間後の最大避難者数として、249,534人が想定されている。



活断層	地震の規模(マグニチュード)	県内最大震度	今後30年間の発生確率
①琵琶湖西岸断層帯	7.8	7	1%~3%
②三方・花折断層帯	7.4	7	ほぼ0%~0.6%
③木津川断層帯	7.3	7	ほぼ0%
④鈴鹿西縁断層帯	7.6	7	0.08%~0.2%
⑤柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	7	ほぼ0%
南海トラフ巨大地震	8.0~9.0	6強	80%程度

地震	ケース(震源位置等)	発生日刻	建物被害				人的被害			地震直後の停電率	地震直後の断水率	1週間後の全避難者数※2	
			全棟棟数	半壊棟数	全壊棟数(平均風速)	全壊棟数(風速8m/sec)	死者数	負傷者数	重傷者数(負傷者数の内数)				
琵琶湖西岸断層帯地震 (大津・南都・高島地域を中心とした大被害)	case1	夏正午	27,650	69,584	55	55	1,002	10,290	847	58%	44%	200,445	
		冬夕方	321	2,731	1,502	13,199	1,103	16,267	1,338				
	case2	夏正午	38,504	83,856	21	21	1,579	16,267	1,338	63%	49%	249,534	
		冬夕方	592	3,818	1,992	17,199	1,439	21,039	1,742				
	花折断層帯地震 (大津・南都地域を中心とした大被害)	case2	夏正午	18,181	53,274	33	33	596	6,614	541	47%	34%	139,894
			冬夕方	215	1,655	822	8,537	702	10,380	849			
case3		夏正午	11,670	41,531	16	16	940	10,380	849	43%	28%	99,275	
		冬夕方	20	20	375	4,588	372	4,995	483				
木津川断層帯地震 (甲賀地域を中心とした大被害)		case1	夏正午	5,734	14,540	5	5	591	7,296	592	26%	10%	42,672
			冬夕方	14	14	254	2,133	179	2,727	230			
	case3	夏正午	2,360	10,884	0	0	368	3,392	282	24%	9%	27,171	
		冬夕方	65	257	129	1,613	131	1,974	158				
	鈴鹿西縁断層帯地震 (湖東・東近江地域を中心とした大被害)	case1	夏正午	11,250	28,293	21	21	406	4,150	342	37%	18%	75,285
			冬夕方	54	1,081	587	5,330	444	6,558	540			
case2		夏正午	10,804	31,173	71	71	616	5,754	478	40%	21%	81,703	
		冬夕方	5	5	641	7,204	588	8,232	301				
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震 (湖北・湖東地域を中心とした大被害)		case1	夏正午	10,412	24,940	17	17	379	3,631	301	29%	14%	71,710
			冬夕方	101	864	484	4,714	390	5,788	479			
	case2	夏正午	9,803	24,836	16	16	366	3,464	287	28%	15%	74,940	
		冬夕方	65	796	469	4,624	382	5,741	473				
	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	基本ケース	夏正午	2,399	22,183	0	0	10	803	61	81%	40%	30,729
			冬夕方	11	11	11	1,014	77	1,256	95			
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	陸側ケース	夏正午	11,017	74,084	37	37	300	6,702	525	88%	52%(68%)※1	158,550	
		冬夕方	354	1,320	385	8,448	662	10,408	816				

※1 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)については、地震発生から1日後の値を()書きで併記している(停電継続影響により1日後に最大となる)。
 ※2 全避難者数とは、避難所生活者(自宅の損傷がなくとも断水等により炊事が困難となり避難所で食料等を受け取り自宅で就寝する者を含む)、知人・親戚宅等への避難者の合計人数。(建物被害が最大となる冬夕方・風速 8m/sec の条件で算出)。
 ※3 本表の各数値は、計算結果を整数位で掲載しているが、その精度が確保されているという意味ではない。(以下の各表も同様)

参考)滋賀県地震被害想定
(H26.3)

2 避難所でのトイレ清掃方法

項目	清掃方法
①基本的事項	<input type="checkbox"/> 1日1回以上は清掃を行う。 <input type="checkbox"/> ホコリを立てない。 <input type="checkbox"/> 感染源を広げたりすることのないよう注意して清掃する。
②トイレ清掃の準備	<input type="checkbox"/> マスク、手袋、前掛け等の着用により自身の手指の傷などからの感染等、自己を防衛する。 <input type="checkbox"/> マスク、手袋、前掛け等はディスポ(使い捨て)を使用する。
③換気の確保	<input type="checkbox"/> ドア・窓を開放し換気を行う。
④除菌洗浄水と清掃用水(水道水)の用意	<input type="checkbox"/> きれいなバケツの水でキッチン用塩素系漂白剤を希釈する。バケツの水1杯(約5リットル)にキャップ4杯程度(約20cc)
⑤拭き掃除	<input type="checkbox"/> ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)の順で、薄めた除菌洗浄水に布等を浸し、しっかり絞ってから拭く。
⑥便器の掃除	<input type="checkbox"/> 複数のトイレの掃除を行う場合は、それぞれの環境を整備してから便器の清掃をまとめて行う。 <input type="checkbox"/> 便器の内側は除菌洗浄水の原液をかけ、2～3分後にこすらずに水に流す。汚れにはトイレタワシ等を用いる。
⑦備品の設置・補充	<input type="checkbox"/> 手袋をはずし(外側が内側になるように外す)、トイレトーパーパー、消臭剤。ペーパー分別ボックスを設置する(ルールが既に構築されている場合、それに沿った運用ができるように配慮する)。 <input type="checkbox"/> 掲示物は使用時の目線に入るよう配置する。
⑧掃除終了時の留意点	<input type="checkbox"/> 脱いだマスク、手袋、前掛け等は排気用袋に入れる。 <input type="checkbox"/> 泥落としマット等で靴の泥を落とし除菌洗浄水を染み込ませた消毒用マットで踏み靴裏を消毒する。 <input type="checkbox"/> 清掃が終了したら手洗いを必ず行う。

3 衛生管理に必要な準備品(例示)

災害時に衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう平時から備蓄に努めるとともにトイレの使い方、手洗いの方法および掃除の方法等を周知するための手段についてあらかじめ準備しておく必要がある。

- ◎ 優先的に準備すべきもの
- 準備が望ましいもの

区分	準備品
必需品	◎トイレトーパー(ビニール包装が望ましい) ◎生理用品 ◎ペーパー分別ボックス/サニタリーボックス(段ボール製の場合は床面からの水を防ぐための防護策が必要)
衛生	◎手洗い用水・石鹼(手洗い水がある場合) ◎ウェットティッシュ(手洗い水がある場合) ◎手指消毒用アルコール(手洗い水がある場合) ○ペーパータオル(手洗い用)
清掃する人が着用するもの	◎ゴム手袋 ◎マスク(使い捨て) トイレ清掃用の作業着
清掃用具 (容器に中身と使用箇所を表記)	◎掃除用水(清掃用、消毒用) ◎トイレ清掃専用のバケツ(消毒水用、モップ洗浄用) ◎消毒水作成用の塩素系漂白剤(キッチン用で可) ◎ビニール袋(ゴミ袋用、清掃用具持ち運び用) ◎トイレ掃除用ほうき、ちりとり ◎トイレ掃除用雑巾(多用途に使用するため複数用意) ◎ブラシ(床用、便器用) ○トイレ用洗剤(災害用トイレには中性洗剤) ○モップ ○ペーパータオル(掃除用)
トイレ関連備品等	◎トイレ専用の履物(室内のトイレに限る) ◎トイレの使用ルールを掲示 ◎手洗い・消毒の方法を掲示 ○消臭剤 ○消毒マット(室内と下履きの境界) ○汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤 ○トイレ用防虫剤

参考文献：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

4 災害用トイレの確保・管理チェックリスト

このチェックリストは、平時から備えるべきことの確認および災害時に優先して行うべき業務(仕事)の確認や、その進行管理を行うことを目的とする。

なお、チェックリストの対策項目や仕事が不足する場合または主担当、担当、支援の欄に記載されている担当が市町の実情に合わない場合は適宜修正し使用すること。

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目1 災害用トイレの確保・管理計画を作成する									
1-1	各避難所の既設トイレの汚水処理方法を確認する	★ ○				★浄化槽・し尿処理、下水道担当、○施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	各避難所の想定される最大避難者数を確認する	★				★防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	災害時の水洗トイレの使用ルールを作成する	★ ○				○浄化槽・し尿処理、下水道担当、★防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	災害時のトイレ(便器)の必要数の見積を実施する	★ ○				○浄化槽・し尿処理、下水道担当、○施設管理者、★防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備を検討する	★ ◎ ○				○浄化槽・し尿処理、下水道担当、◎防災担当、★施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	屋外トイレの設置場所を確保する	★ ◎				◎防災担当、★施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-7	トイレの衛生管理に必要な物資等を確保する	★ ○				○保健担当、★施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-8	手洗い用水を確保する	◎				◎上水担当、◎避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目2 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段を確保する									
2-1	し尿処理業者と災害時の協定締結を実施する	★				★浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	避難所のし尿処理計画(回収場所・順序・回数)を作成する	★	★			★浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	し尿処理業者
2-3	使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所を確保する	★	★			★施設管理者、◎衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	し尿処理業者
2-4	使用済み携帯トイレ(便袋)の回収方法、手段を確保する	★		★		★衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

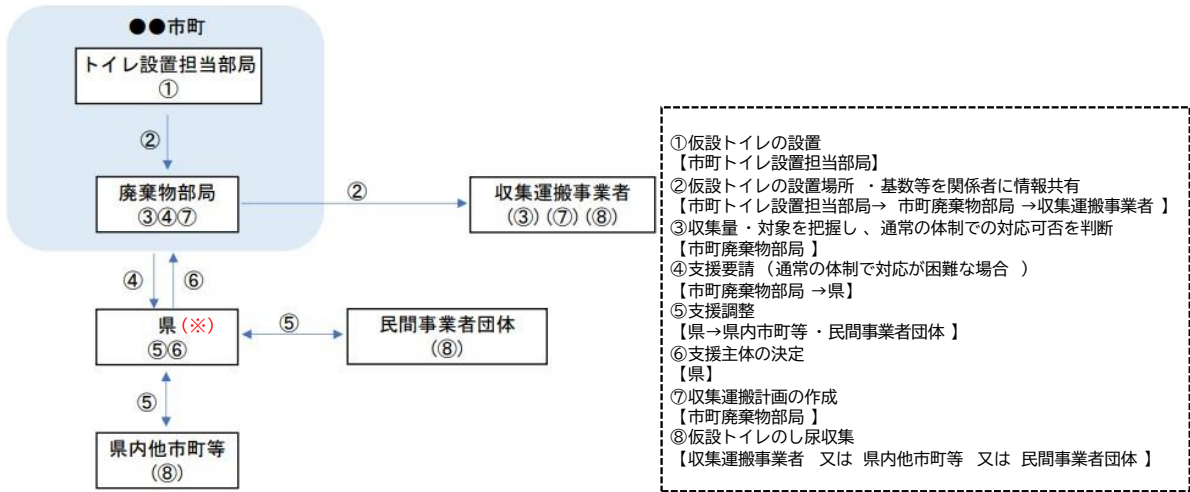
項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目3 多重的に災害用トイレを確保する									
3-1	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	★	★ ◎			★防災担当 ◎商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	トラック協会等
3-2	各避難所のトイレの不足数を把握する(女性用のトイレの数は、男性用よりも多くする)		★ ○	★ ○		★防災担当 ○施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境を確保する		★ ◎	○		★施設管理者、◎避難所派遣職員、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	要配慮者専用トイレを確保する		★ ◎	○		★施設管理者、◎避難所派遣職員、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	仮設トイレ(組立式トイレを含む)の使用環境を確保する		★ ◎	★ ◎ ○		◎浄化槽・し尿処理担当、 ★施設管理者、◎避難所派遣職員、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目4 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する									
4-1	既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認する		★ ◎			★施設管理者、◎避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	既設トイレの水洗トイレの使用禁止等の措置を実施する		★ ◎			★施設管理者、◎避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレを設置する		★ ◎	★ ◎ ○		★施設管理者、◎避難所派遣職員、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-4	マンホールトイレの使用環境を確保する			★ ◎ ○		★施設管理者、◎避難所派遣職員、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-5	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し要請を実施する			★		★避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-6	トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるか等)を確認する		★	★	★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-7	女性用トイレを昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する		★ ◎			★施設管理者、◎避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目5 トイレの使用ルールを確保する									
5-1	トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する	★ ◎	★ ◎	★◎	★施設管理者、◎保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5-2	トイレ用の履物を確保する	★	★	◎	★商工担当、◎防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5-3	正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する			★◎	★保健担当、◎運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア	
5-4	トイレの男女別をわかりやすくする表示を実施する		★	★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5-5	トイレの防犯対策について使用者に呼びかけを実施する			★◎○	★防犯担当、◎運営委員会、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5-6	女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する			★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対策項目6 トイレの使用環境の改善を実施する									
6-1	高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する			★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、社会福祉協議会	
6-2	オムツや生理用品等を確保する		★	★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6-3	ウエットティッシュ、手指消毒液、環境整備用除菌洗浄液、消臭剤を確保する	★	★	★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6-4	オムツや生理用品のサンタリーボックスを確保する			★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6-5	防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する		★	★	◎商工担当、★施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6-6	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)を実施する			★◎	◎防犯担当、★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6-7	手すりの設置・段差の解消を実施する	★		★◎	★営繕担当、◎施設事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	避難所となる施設管理事務局	
6-8	こども用のトイレ(便座)を確保する			★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等 準備
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目7 トイレの特別ニーズ対応を実施する									
7-1	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施する		★	★○	★運営委員会、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7-2	配慮が必要な方のボランティアの要請を実施する			★	★避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7-3	感染症患者が出たときの専用トイレを確保する			★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員	
7-4	装具交換やオムツの交換のための折り畳み台を検討する			★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7-5	人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する			★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7-6	トイレの待合スペース・雨風日除けの確保を検討する			★	★運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対策項目8 トイレの清潔な衛生環境を確保する									
8-1	手洗い用の水・石鹼を確保する	★		★	★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-2	手指消毒液を確保する	★	★		★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-3	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する			★ ○	○	★運営委員会、○避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-4	トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等を確保する				★	★商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-5	防虫・除虫対策を実施する				★○	★運営委員会、○避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

参考文献：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

(3)災害用トイレのし尿処理 (詳細版)



※ 循環社会推進課が主担当
下水処理施設へ放流する場合 は上下水道課と相談

6 災害時のトイレの必要数計算シート(参考)

事務連絡
令和7年6月27日

各都道府県 消防防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付

避難所における災害用トイレの必要数算定シートについて（周知）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時には、良好な避難生活を確保することが極めて重要であり、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(令和6年11月)等を踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を改定したところです。特に、避難者が尊厳ある生活を避難所で送り、災害関連死等を防ぐためにも、トイレ（仮設トイレ、携帯トイレ、マンホールトイレ、トイレカー等）等の支援は重要と考えており、取組指針においても平時からトイレ確保のための協定締結等を進めるように示しております。また、本年6月より災害対応車両（トイレカー等）の登録制度の運用を開始しており、発災時に迅速に被災者支援を図る体制の構築が進んでいるところです。

今般、災害時に避難所においてトイレが不足する事態を事前に防ぐために、必要となる災害用トイレの必要数算定シート（別添）を作成しましたので、本シートを参考に災害用トイレの必要数を算定いただくとともに、不足すると見込まれるトイレ数を確保する方法の検討にご活用いただくよう貴都道府県内の市区町村に周知いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、本シートをもってトイレ確保・管理計画としていただいても差し支えありません。また、既に同様の内容にてトイレ確保・管理計画等を策定いただいている市区町村におかれましては、従来通りの内容を継続していただき、本シートは参考までにご査収ください。

なお、本シートをご活用いただく中でお気づきの点等ありましたら以下問い合わせ先まで随時ご共有ください。今後改定する際の参考にさせていただきます。

【問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191（直通））

各種事項の補足説明

全体

- 本シートでは、避難所における災害用トイレについて、回数ベースに十分な数を確保できているかについて算定するものである。

基礎情報

【算出条件】

○被災後

- 必要なトイレ数を算定するにあたり想定する、期間を記入すること。
なお、仮設トイレやマンホールトイレが整備されるまでは携帯トイレや簡易トイレにより対応することになる。
下水道が整備されるまでは、仮設トイレや携帯トイレ、マンホールトイレ（貯留型）等により対応することになる。
これを踏まえ適切に記入すること。
- 過去地震では仮設トイレが使用可能になるまでに14日程度要することもあった。

○想定避難者数

- 想定される避難者数（車中泊避難者など避難所外の人数も考慮すること）を記入すること。

【合計必要数】

- 避難者一人当たり1日に5回排泄をすると想定されるため、
「避難者数×5回/日×日数」で算出

【備蓄数・協定済数】

○全体

- ①携帯トイレ、②簡易トイレ（本体）、③簡易トイレ（付属物）、④仮設トイレ（快速トイレ）、⑤マンホールトイレ（貯留）、⑥トイレカー等
において、それぞれ備蓄等基数、便槽のキャパシティ、想定使用開始日、汲み取り頻度を記入すること。
-上記に入力いただいた情報をもとに既に確保している数量を回数ベースで算出する。
（仮設トイレ、マンホールトイレにおいては1回の排泄あたり0.5m³〔※1〕が流されることになる。
トイレカーの場合は1回あたり5L〔※2〕である。
便槽のキャパシティを1回あたりの排泄量で除することで、排泄可能回数が算定される。
これと汲み取り頻度を組み合わせることで、初めに設定した期間（算出条件）において何回分の排泄が確保されるのかを算定することができる。）

- ※1：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定 内閣府（防災担当））
（排泄物0.3m³+洗浄水0.2m³程度）
- ※2：一般的な水洗便所の排泄物+洗浄水で約5L

○簡易トイレ

- 簡易トイレについては、トイレ本体とラップ・凝固剤等の付属物を分けて管理すること。
（本体は基数ベース、付属物は回数ベースとなる）

○マンホールトイレ

- 本シートは回数ベースで算定するものである。そのため、既に排水機能が確保されている場合は回数を算定する必要がない。
（水洗トイレ、マンホールトイレ（本管直結型、貯留型のうち下水道への放流が可能な状態のもの）等）

【導入必要数】

- 上記「合計必要数から備蓄数・協定済数を引く」ことで、不足している数すなわち導入必要数を算出する。

導入必要数に基づく確保方法

【確保方法（種類）】

- 導入必要数を確保するために、各種トイレの確保方法を記入する。
- 確保の方法としては①購入、②協定・レンタル（所在地都道府県、他自治体、民間）、③その他が考えられるため、それぞれにおいて確保する予定の数量を回数ベースで記入する。
（回数ベースの記入にあたっては、表の上部にある「【参考1】確保回数の算定式」を活用し、
確保基数、便槽のキャパシティ、使用開始日想定、汲み取り頻度を記入することで算出される「回数換算」を参考にすること）

【確保方法（詳細）】

- 確保方法（種類）で記入した確保方法について、
それぞれの確保回数（基数）、自市町村担当者、相手方（名、連絡先、所在地）、確保期間、保管場所、避難所への輸送方法を記入すること。
- 簡易トイレ（本体）の場合は基数欄に、それ以外は回数欄を記入すること。
- 回数もしくは基数を入力することで、基数が換算で算定される。
- 表下部判定欄で、確保数が導入必要数を上回っているかが判定される。
- 欄外に各日ごと（7日日まで）の確保数判定が表示される。本判定は【参考1】を使用して算出しておりあくまで参考であるため、正確な値は各自治体において計算すること。特に【参考1】の判定式を複数回利用して【確保方法（種類）】を記入した場合、消された【参考1】は本判定に反映されない。

【スフィア基準】

- 本シートは回数ベースのものであるが、参考として基数ベースの考え方が「【参考2】スフィア基準に沿った基数確保状況」に表示される。
発災初期、中期のそれぞれごとに合計必要数が算出される。

7 災害時のトイレ支援に関する協定締結先一覧

団体名	協定名	締結年月日
スターライト工業株式会社	災害用トイレ等に関する協定書	令和7年7月15日
滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書	令和3年1月18日
湖北清掃事業協同組合	災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書	令和3年1月18日